

小清水町地球温暖化対策実行計画

【小清水町の事務・事業における二酸化炭素削減計画】

平成 21 年 4 月

小 清 水 町

小清水町地球温暖化対策実行計画

【小清水町の事務・事業における二酸化炭素削減計画】

平成 21 年 4 月

小 清 水 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の期間	2
4 計画の範囲	2
第2章 目標	3
1 温室効果ガスの排出状況	3
2 温室効果ガス排出量の削減目標	4
第3章 取組	4
1 取組内容	4
第4章 推進と点検・評価	7
1 推進体制	7
2 点検・評価	8
3 公表	8
第5章 資料編	8
1 課別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量	8
2 課別温室効果ガス排出量の削減量	9

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これにともない太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、国際的には、1997年(平成9年)12月京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガスの削減に向け取り組むことが確認され、我が国には平成20年から平成24年の間に温室効果ガスの総排出量を、平成2年時点と比べ6%削減する目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画(実行計画)」の策定が義務付けられました。

本町においても実行計画を策定し、町の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に向けて率先して取り組みます。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条に基づき本町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制に努め、地球温暖化防止対策の推進を図るものとする。

3 計画の期間

基準年を平成18年度とし、計画の期間を平成21年度から平成25年度までの5年間とする。

4 計画の対象範囲

本計画の対象は、本町の行政事務及び事業とし、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとする。

ただし、町が直接実施するものとし、指定管理者等が行う事務及び事業は除くものとする。

主な対象施設は、次に示すとおりとする。

対象施設一覧

所管課	施設等名称
総務課	役場庁舎、出張所、公用車
町民生活課	住民センター、ごみ処理場、葬斎場、公用車
保健福祉課	高齢者生活福祉センター
産業課	活性化センター、原生花園インフォメーションセンター、キャンプ場
建設課	集会所、簡易水道施設、農業集落排水施設、公用車
愛寿苑	愛寿苑
保育所	保育所
教育委員会	教育委員会庁舎、各小・中学校、止別公民館、コミュニティプラザ、給食センター、公用車

第2章 目標

1 温室効果ガスの排出状況

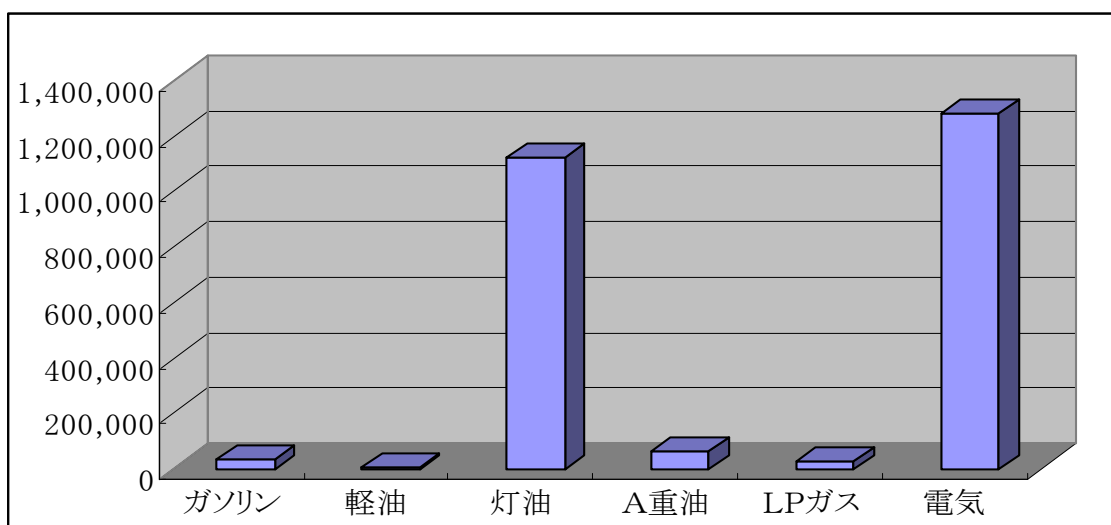
町の事務及び事業における温室効果ガスの排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出します。

町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【平成18年度:基準年】

燃料等	使用量	単位	二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)	割合
ガソリン	14,862	リットル	34,510	1.4%
軽油	1,593	リットル	4,172	0.2%
灯油	451,512	リットル	1,123,813	44.4%
A重油	22,020	リットル	59,674	2.4%
LPガス	3,732	m ³	23,228	0.9%
電気	2,480,805	kwh	1,282,576	50.7%
合計	—		2,527,973	100.0%

二酸化炭素排出量(kg-CO₂)



平成18年(基準年)温室効果ガス総排出量 2,527,973 (kg-CO₂)

2 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標として、平成25年度までに温室効果ガス排出量を平成18年度に比べて 2% (50,711kg-CO₂)削減を目指します。

平成25年度(目標年)温室効果ガス総排出量 2,477,262 (kg-CO ₂)

区 分	各項目別のCO ₂ 排出量と目標値 (kg-CO ₂)					
	基準年(H18年度)		目標値(H25年度)		削減量	
	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量
ガソリン	14,862 ^{リットル}	34,510	14,713 ^{リットル}	34,164	149 ^{リットル}	346
軽油	1,593 ^{リットル}	4,172	1,578 ^{リットル}	4,132	15 ^{リットル}	40
灯油	451,512 ^{リットル}	1,123,813	446,402 ^{リットル}	1,111,095	5,110 ^{リットル}	12,718
A重油	22,020 ^{リットル}	59,674	0 ^{リットル}	0	22,020 ^{リットル}	59,674
LPガス	3,732 ^{m³}	23,228	3,714 ^{m³}	23,115	18 ^{m³}	113
電気	2,480,805kwh	1,282,576	2,523,706kwh	1,304,756	-42,901kwh	-22,180
合計	—	2,527,973	—	2,477,262	—	50,711

第3章 取組

本町の事務・事業に関し、二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けて、次の取組を実施します。

1 取組内容

(1) 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・ 昼休みの消灯や勤務時間外時の不必要な箇所の消灯を行います。
- ・ トイレなど部屋に利用者がいないときは、こまめに消灯を行います。
- ・ 夏期における冷房の使用は、必要最小限に控え、適正な温度管理を行います。
- ・ クールビズを推進します。

- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ・ 電気製品を購入する際は、省エネタイプのもを購入します。

(2) 燃料使用量の削減

① 施設

- ・ 冬期間おける暖房の使用は、利用状況に応じ適正な温度管理に努めるとともに、勤務時間中の事務室の室温については、20℃に維持することを心がけ、必要以上の暖房の使用を控えます。
- ・ ウォームビズを推進します。

② 公用車

- ・ 急発進、急加速はしません。
- ・ 車両の適正な整備・管理に努めます。
- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- ・ 公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図るとともに、ハイブリットカー等の環境負荷の低減に配慮した車両への移行を検討します。
- ・ 出張時の相乗りを奨励します。

(3) 物品等の新規購入、更新

- ・ 物品等の新規購入、更新する時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。

(4) 施設の新築、改築

- ・ 施設の新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

(5) 緑化の推進

- ・ 庁舎周辺の緑化を推進し、維持管理に努めます。

(6) 間接的に効果がある取組

① 用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・ リサイクル用紙の購入に努めます。

② 事務用品

- ・ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・ 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品の購入に努めます。

③ 水道

- ・ 日常的に節水を心がけます。
- ・ 設備等の更新時は、節水型機器の導入について検討します。

④ ゴミの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控えます。

第4章 推進と点検・評価

1 推進体制

「推進本部」が主体となって、「全職員」の協力のもと、計画の着実な推進と進行管理を行います。

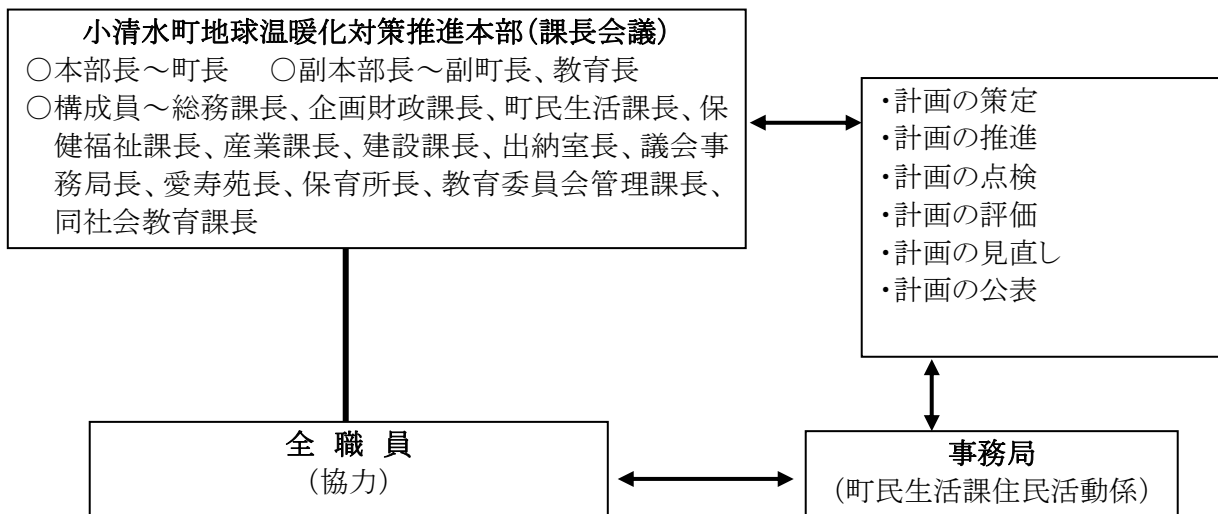
(1) 推進本部

町長を本部長、副町長、教育長を副本部長、課長職を構成員として組織し、計画の策定、推進、点検、評価及び見直しを行います。

(2) 事務局

町民生活課住民活動係に事務局を置き、計画の推進に必要な事務を行います。

推進体制組織図



(3) 職員への啓発等

職員一人ひとりが積極的に地球温暖化対策に取り組むために、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施します。

2 点検・評価

計画期間の中間年度にあたる平成23年度及び計画期間の最終年度の翌年度にあたる平成26年度において、事務局が関係課の協力を得て推進状況を把握し、推進本部において点検評価を行います。

3 公表

計画の進捗状況について、温室効果ガス排出量の推移等を広報誌、ホームページ等により公表します。

第5章 資料編

1 課別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

平成18年度(基準年)

区 分	ガソリン (リットル)	軽油 (リットル)	灯油 (リットル)	A重油 (リットル)	LPガス (m^3)	電気 (kwh)	CO2排出量 (kg-CO2)
総務課	7,264	712	5,388	22,020	219	99,848	144,801
町民生活課	490	0	17,947	0	253	188,910	145,049
保健福祉課	0	0	33,800	0	308	160,186	168,861
産業課	0	0	19,750	0	448	170,098	139,887
建設課	2820	97	2,668	0	4	980,053	520,155
愛寿苑	0	0	69,418	0	1,041	103,833	232,942
保育所	0	0	24,790	0	474	41,883	86,306
教育委員会	4,288	784	277,751	0	985	735,994	1,089,972
合 計	14,862	1,593	451,512	22,020	3,732	2,480,805	2,527,973

平成25年度(目標年)

区 分	ガソリン (リットル)	軽油 (リットル)	灯油 (リットル)	A重油 (リットル)	LPガス (m ³)	電気 (kwh)	CO2排出量 (kg-CO2)
総務課	7,191	705	5,334	0	217	213,118	143,353
町民生活課	485	0	17,947	0	253	188,910	145,038
保健福祉課	0	0	33,800	0	308	160,186	168,861
産業課	0	0	19,750	0	448	170,098	139,887
建設課	2,792	97	2,668	0	4	980,053	520,089
愛寿苑	0	0	69,418	0	1,041	103,833	232,942
保育所	0	0	24,790	0	474	41,883	86,306
教育委員会	4,245	776	272,695	0	969	665,625	1,040,786
合 計	14,713	1,578	446,402	0	3,714	2,523,706	2,477,262

2 課別温室効果ガス排出量の削減量

(kg-CO2)

区 分	二酸化炭素排出量		
	基 準 年 (平成18年度)	目 標 年 (平成25年度)	削 減 量
総務課	144,801	143,353	1,448
町民生活課	145,049	145,038	11
保健福祉課	168,861	168,861	0
産業課	139,887	139,887	0
建設課	520,155	520,089	66
愛寿苑	232,942	232,942	0
保育所	86,306	86,306	0
教育委員会	1,089,972	1,040,786	49,186
合 計	2,527,973	2,477,262	50,711